

## 第4章 耐震化の目標設定

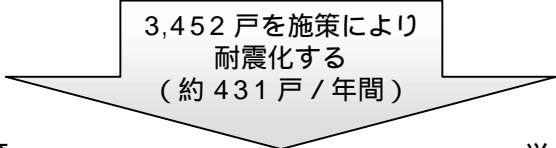
### 1. 住宅の目標

国が示す基本方針では、全国平均の住宅の耐震化率は75%と推計されており、これを平成27年度までに90%に引き上げていくこととされている。

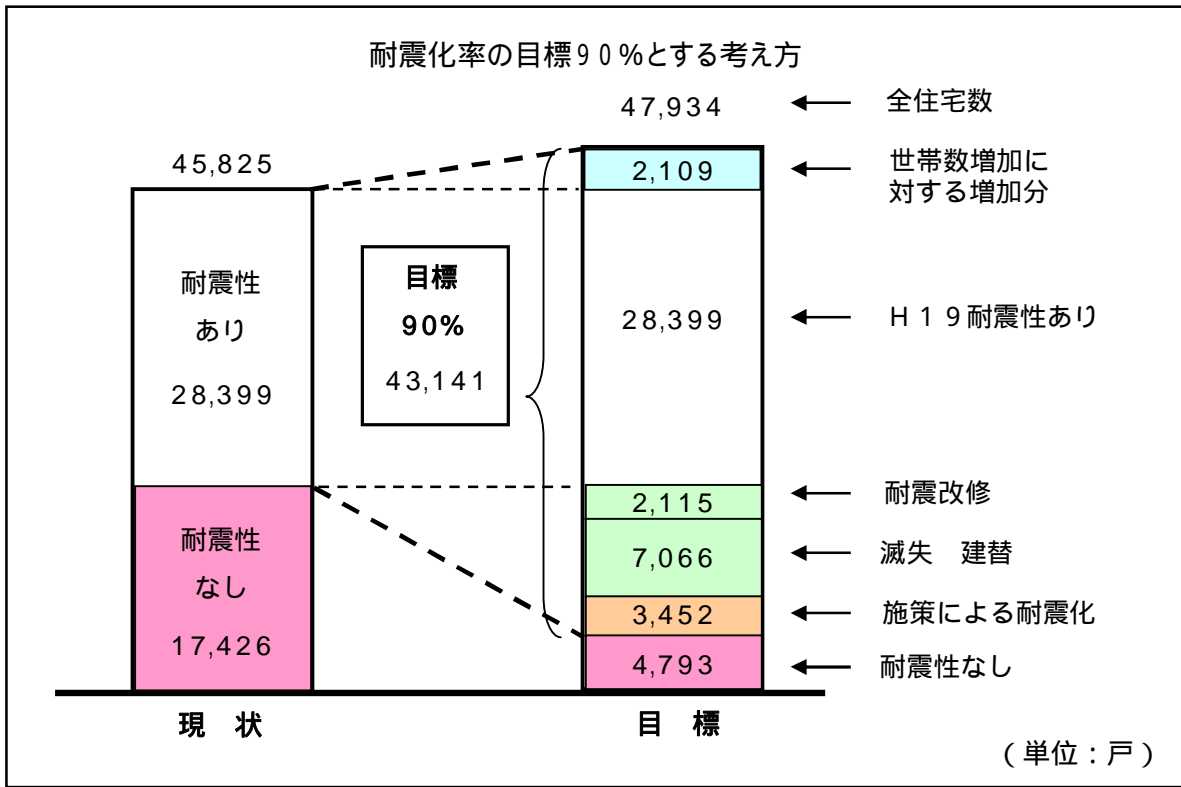
本市においても住宅の耐震化率については、国の基本方針と同様に、平成27年度までに90%とし、より積極的に耐震化の促進に取り組む。

住宅については、平成27年度を目標に耐震化率90%とする。

現 状		単 位：戸	
計	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
45,825	28,399	17,426	62%



目 標		単 位：戸	
計	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
47,934	43,141	4,793	90%



## 2. 多数の者が利用する建築物の目標

本市においては、多数の者が利用する建築物の耐震化について、国の基本方針と同様に、平成27年度までの耐震化率の目標を90%とする。

多数の者が利用する建築物については、  
平成27年度を目標に耐震化率90%とする。

現 状			単 位：棟
計	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
326	239	87	73%

55棟を耐震化する  
(約7棟/年間)

目 標			単 位：棟
計	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
326	294	32	90%

## 3. 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の目標

本市においては、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化について、国の基本方針と同様に、平成27年度までの耐震化率の目標を90%とする。

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物に  
ついては、平成27年度を目標に耐震化率90%とする。

現 状			単 位：棟
計	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
51	12	39	23%

34棟を耐震化する  
(約4棟/年間)

目 標			単 位：棟
計	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
51	46	5	90%

#### 4. 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の目標

本市においては、地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化について、国の基本方針と同様に、平成27年度までの耐震化率の目標を90%とする。

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、平成27年度を目標に耐震化率90%とする。

現 状		単位：棟	
計	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
481	268	213	55%
<div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 5px;">                     165棟を耐震化する (約21棟/年間)                 </div>			
目 標		単位：棟	
計	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
481	433	48	90%

## 第5章 市有建築物の耐震化促進

本市が所有する公共建築物の耐震化については、以下のとおりとする。

### 1. 特定建築物の耐震化

特定建築物である市所有建築物については、特に優先的に耐震化を実施すべきであることから該当する全ての建築物の耐震診断を実施し、必要と認められたものについては、重要度を考慮して積極的に耐震改修を図る。

### 2. 特定建築物以外の耐震化

#### (1) 防災上重要な建築物

特定建築物以外でも防災上重要な施設は数多くあり、次に掲げる施設について耐震診断を実施し、必要と認められたものについては、重要度を考慮して積極的に耐震改修を図る。

- 1) 防災中枢施設（市役所等）
- 2) 消防施設（消防局、消防署、分駐署等）
- 3) 医療施設（保健センター、診療所等）
- 4) 避難施設（コミュニティセンター、集会所、小学校、中学校等）

#### (2) 上記以外の建築物

施設の利用度等を勘案し、計画的に耐震診断を実施し耐震化の促進を図る。